

令和8年（2026年）8月発行

第82号の主な内容



- ▼ 令和7年度消費生活相談の状況
- ▼ 「動画で防ぐ！若者の消費者トラブル」啓発動画コンテスト作品募集中！
- ▼ 「滋賀県消費者被害防止共同キャンペーン」を実施します！

令和7年度の消費生活相談の状況

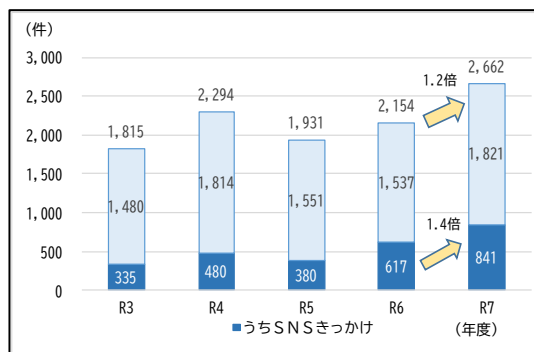
令和7年度中に県内の消費生活相談窓口で受け付けた相談は13,520件で、前年度（12,280件）から1,240件増加しました。詳細は当センターホームページに掲載しています。（右記二次元コードで掲載ページにつながります。）



1 インターネット通販に関する相談が増加、前年度の約1.2倍に

インターネット通販に関する相談が増加し続けており、令和7年度は2,662件と、前年度の約1.2倍となりました。主な商品・サービスの種類別では、「化粧品」、「健康食品」に関する相談が多く、定期購入に関する相談が多く見られました。「紳士・婦人洋服」などで、「SNS 広告を見て購入したが、広告に記載の性能とは異なる商品が届いた。」などといった相談が多く見られました。

インターネット通販関連の相談件数の推移



事例① 詐欺的なインターネット通販トラブル

SNS に有名ブランドのスニーカーの広告が出てきて、その通販サイトで購入したが、商品が届かなかった。サイトにメールで問い合わせたが、一度も返信がなく連絡がとれない。メーカーに問い合わせしたところ偽サイトであることが判明した。

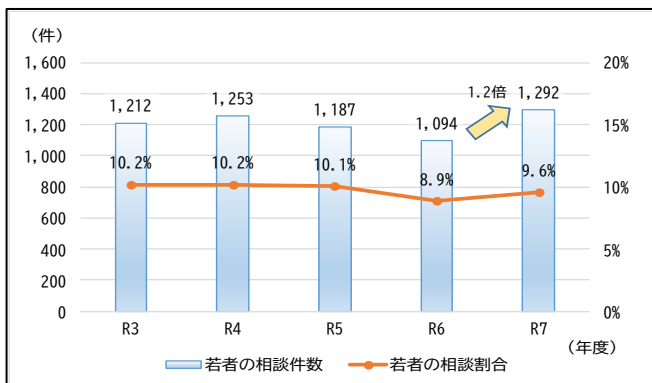
アドバイス

- 価格が不自然に安かったり、大幅な値引きや効能等を過剰にうたうSNS上の広告などはうのみにしないようにしましょう。ネット注文など、通信販売にはクーリング・オフ制度がないため、事前にしっかり内容を確認することが大切です。

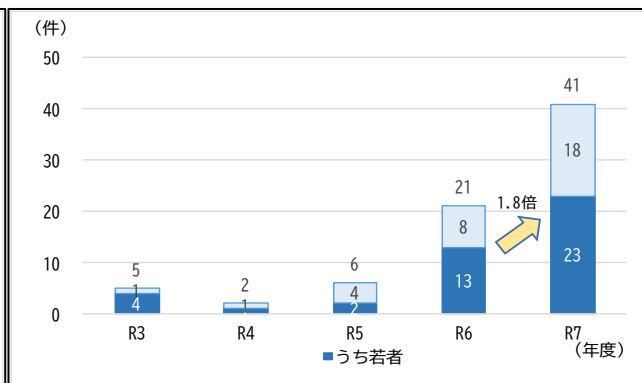
2 若者からの相談件数は前年度の約 1.2 倍に。

若者（29 歳以下）の相談件数は 1,292 件と前年度と比べ約 1.2 倍に増加し、全相談件数に占める割合は 9.6%となりました。若者からの相談の特徴としては、ロードサービス関連相談に占める割合が高く、件数も 23 件と前年度の約 1.8 倍に増加しました。

若者の相談件数の推移



若者のロードサービス関連相談件数の推移



事例② ロードサービス関連トラブル

車のエンジンが作動せず、ネットで「ロードサービス」と検索。一番上に表示されたサイトに「通常料金 4 千円～」と記載があり、オペレーターにバッテリー復旧費用を尋ねると「1 万円前後」と言われ依頼した。到着した作業員からも「1 万円くらい」と言われたのに、作業後に「緊急対応費」等も追加され 6 万円請求された。

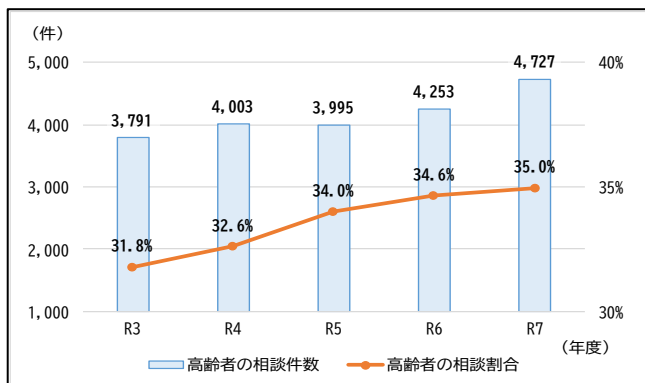
アドバイス

- 自動車保険にはロードサービスが付帯していることが多くあります。まずは契約している損害保険会社や保険代理店などに問い合わせましょう。

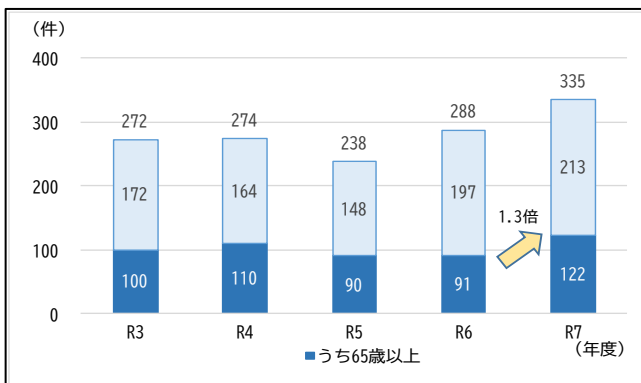
3 高齢者からの光回線関連の相談が前年度の約 1.3 倍に増加

高齢者（65 歳以上）の相談件数は 4,727 件と過去 5 年間で最多となり、全相談件数に占める割合も 35.0%と増加し続けています。高齢者からの相談では「光回線・プロバイダ関連サービス」に関する相談が 122 件と、前年度の約 1.3 倍に増加しました。

高齢者の相談件数の推移



高齢者の光回線・プロバイダ関連サービスの相談件数の推移



事例③ 光回線・プロバイダ関連サービストラブル

大手電話会社のカスタマーセンターを名乗り、「今の固定電話が使えなくなるので光回線に変更する工事が進んでいる。工事費用は無料。」という電話があった。契約変更を了承したが、着信番号を調べたところ、大手電話会社ではないことが分かり、大手電話会社からも「当社とは無関係」と言われた。

アドバイス

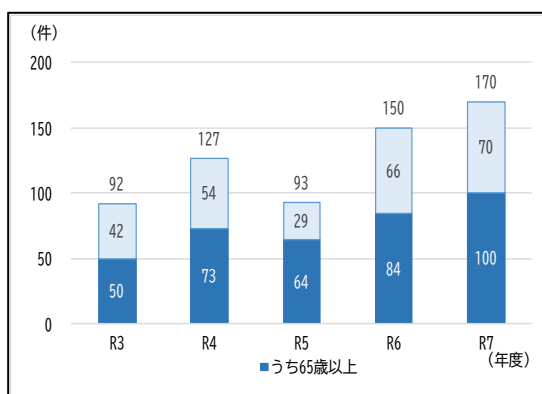
- 勧誘された際は、必ず事業者名やサービス名を確認し、連絡先を聞いておきましょう。
- 光回線サービスの電話勧誘の場合、事業者は原則、契約前に書面を交付し、料金や提供の条件を説明する義務があります。事業者に書面の提出を求め、改めて電話で書面の説明を受けたうえで必要な契約か判断しましょう。

4 トクリュウ※の関与が疑われる点検商法に関する相談が増加

※「トクリュウ」とは、SNS や求人サイト等を利用して犯罪実行犯を募り、匿名性の高い通信手段を用いるなどして、その都度メンバーを入れ替えながら、強盗事件や特殊詐欺、SNS 型投資詐欺・ロマンス詐欺など様々な犯罪を敢行するものをいいます。

屋根や給湯器などの点検を装い、工事をしないと危険などと不安をあおって商品やサービスを契約させる「点検商法」に関する相談が、前年度に引き続き増加し、170 件にのぼりました。そのうちの約 6 割が高齢者（65 歳以上）からの相談となっています。

点検商法の相談件数の推移



事例④ 排水管洗浄をきっかけとしたリフォーム工事トラブル

訪問してきた業者から太陽光発電を勧誘され、一旦は断ったが、「瓦が浮いている、風が吹くと危ない。」と言われ、無料で点検すると説明されたため、了承した。割れた瓦などの写真も見せられ、「早急に修理する必要がある。」と言われて、120 万円の防水工事を契約した。契約後に別の業者に状況を確認してもらったところ、金額が高すぎるなど不審点を指摘された。

アドバイス

- 突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。
- 屋根工事や給湯器に関する相談が多く見られますが、十分に検討したうえで契約しましょう。

「動画で防ぐ！若者の消費者トラブル」

啓発動画コンテスト作品を募集中です！

若者の消費者トラブル防止のため、**29歳以下の若者を対象として、啓発動画を令和8年10月5日（月）まで募集しています！**

今年度は「闇バイト・特殊詐欺防止部門」も追加され、2つの部門で募集しています！詳細は滋賀県消費生活センターホームページをご覧ください。昨年度の入賞動画もご覧いただけます。

素敵な賞品も用意しています（**知事賞：図書カード 1万円分**）ので、ぜひご応募ください！



消費生活センター
動画コンテスト
特設ページ



「滋賀県消費者被害防止共同キャンペーン」を実施します！

●消費生活パネル展● 消費者問題に関するパネルを展示します。

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ・イオン近江八幡ショッピングセンター | 9月18日(金)～9月28日(月) |
| ・イオンタウン彦根 | 10月20日(火)～10月30日(金) |
| ・コープぜぜ店 | 11月9日(月)～11月15日(日) |
| ・アルプラザ水口店 | 11月16日(月)～11月25日(水) |

●啓発キャラバン● 消費問題に関するポスター等を県内施設で巡回展示します。

展示スケジュールは、下記ホームページをご確認ください。

「困ったな」「変だな」と思ったらすぐに消費生活相談窓口にご相談ください！

相談専用電話 ☎0749-23-0999

■月～金 午前9時15分から午後4時まで 祝日、年末年始は除く

■インターネット消費生活相談もあります(PC・スマホからアクセス)

曜日や時間に関係なくご相談いただけます。「滋賀県内在住の方」からの「新規相談」が対象です。

消費者ホットライン ☎188(いやや！)

県の消費生活センターや最寄りの市町の相談窓口につながります



(インターネット相談)

「くらしのかわら版」第82号（令和8年8月発行）

滋賀県消費生活センター 〒522-0071 彦根市元町 4-1

TEL 0749-23-0999（相談） 0749-27-2234（事務） FAX 0749-23-9030

ホームページ <https://www.pref.shiga.lg.jp/shohi/>

X (旧 Twitter) https://twitter.com/shiga_shohi

Instagram https://www.instagram.com/shiga_shohi/

YouTube <https://www.youtube.com/channel/UC5ZF1gmbMVoM7MHEq1sNy2Q>



(ホームページ)



(X)



(Instagram)



(Youtube)